

論 説

労働力商品が特殊な擬制価値であることの論拠について

——トマス・マンの著作を検討素材として——

杉 野 圀 明

目次

序論——擬制価値をめぐる理論的諸問題について——

第一節 マンによる「労働」の種類と「労働力」形成論

論究Ⅰ. 労働力形成と消滅の諸形態について

第二節 マンによる富国策について

論究Ⅱ. 「労働」の多様性および「労働力」の一般性

第三節 欺瞞的諸行為の評価

論究Ⅲ. 「労働」と社会的害悪性について

第四節 君主の社会的役割（徴税と戦争）と労働

論究Ⅳ. 「労働」の階級性と階層性

第五節 「自然の富と人工の富」による諸効果

論究Ⅴ. 「自然の富と人工の富」が及ぼす労働意欲への影響

第六節 一応の結論

論究Ⅵ. 結語：「労働力」が特殊な擬制価値であることの理論的根拠

脚注

序論——擬制価値をめぐる理論的諸問題について——

本稿は、「労働力は特殊な擬制価値として市場に現れる」という論拠を明確にする視点から、「労働」の種類と性質について検討したものである。そのような検討をおこなったのは、次のような理由からである。

現代の資本制経済のもとでは、価値のないものが、すなわち労働の生産物でないものが市場において価格をもっているという事実がある。この事実を踏まえるならば、価値をもたないものが、あたかも価値をもっているかのように作用していることになる。

マルクスはこのような商品の価格を「虚偽の社会的価値」(falscher sozial wert)の現象形態として把握していた。だが、「虚偽」というような訳語の表現だと、「現実には存在しない誤った概念」ではないかという誤解を招くおそれがあると感じたので、私はこれを「擬制的な社会的価値」¹⁾、略して「擬制価値」といういう表現に改めた。

さらに私は、擬制価値の類型として、経済的擬制価値、政治権力的擬制価値、社会的特権価値、

さらに特殊な擬制価値として「労働力」という四つの類型を「擬制価値体系」として構成し、それらを「擬制価値の価格形態での分類」(試案) および「私的観念諸商品と擬制価値(価格)形態での分類表」(試案Ⅱ)として発表した。²⁾

この試案に、その後における再検討を踏まえて、新しく思いついた擬制価値を付記したものが、次の(試案Ⅲ)である。「擬制価値」という概念を理解してもらうために、蛇足とは思いますが、敢えてそれを提示しておこう。

上記の第一表(試案Ⅲ)をみれば判るように、「投下労働量をもたない商品、すなわち価値をもたない商品が市場では価格をもつ」という擬制価値は、現代の資本制社会のもとでは、多種多様に存在している。

この事実を認知すれば、これらを無視して、「価格は価値の貨幣的表現形態」と一般的に規定するだけでは理論的に不十分だと考える。換言すれば、全ての価格現象を上記の規定から説明するのは不十分である。だからと言って、私は労働価値説を全面否定するのではない。擬制価値という経済学的範疇を導入することによって、より現実を踏まえた豊かな労働価値説(政治経済学)を構築していこうというのが私の主張である。

だが、単純な価値規定からはじまって市場調整的生産価格まで上向的に構築されている政治経済学の価値理論体系³⁾の中に、擬制価値という範疇を観念的に導入することはできない。ここは観念的ではなく、あくまでも現実を踏まえた理論構築でなければならない。

この点について私は、擬制価値として現れる諸商品の必要性を「資本の現実的要求」に即するものとして把握した。すなわち「市場価値法則の論理的展開」⁴⁾という論文がそれである。

この論文の内容を要約的に紹介しておくと、資本制経済のもとでは体制的利潤率(生産利潤率)が傾向的に低下していくなかで、市場競争は激化し、諸資本は個別の実現利潤率の向上を図ろうとする。⁵⁾さらに諸資本は超過利潤を恒常的なものとして確保するために、擬制価値としてあらわれる諸商品を活用するという事実関係を指摘したのである。

このことは、資本の大規模化による独占への体制移行を示唆しているが、擬制価値の擬制資本への転化論を抜きにしている論理次元のもとでは、なお独占理論の再構築までには理論的上向とその展開までは相当の距離があると考えている。

ここでもう一度、試案Ⅲに戻る。数ある擬制価値の中で、特殊な擬制価値と規定した「労働力」については、確かに、それは労働の生産物、したがって価値物ではないが、これが何故に価格(賃金)をもつのか、その論拠は必ずしも明確ではなかった。また、本稿の検討の途中で、「労働力」が労働の生産物である場合もありうることも判明した。このように擬制価値論に関する問題意識は深まってきたものの、その体系的な構築は遅々として進まなかった。

そうした苦悩を解決するためには、労働力の基礎的な範疇である「労働」そのものについて、つまり「労働」とは何かという諸概念について改めて考究してみる必要性があることを痛感したのである。

その検討にあたっては、三つの視角が必要だと考えた。その一つは、現代における多様な「労働」の存在状況を検討すること、第二に、その理論的検討のために、これまで「労働力」について論じてこられた宇野弘蔵氏の研究を再考してみること、第三に、これまでの経済学史を振り返ってみて、「労働」ないし「労働力」がどのように考えられてきたのかという学説史的検討である。

第一表 擬制価値体系とその価格形態の分類表（試案Ⅲ）

分 類	擬制価値の現象形態としての擬制価格（料金等）
私的擬制価値（基本形態）	(1)地代（土地占有権・差額地代の第一形態） (2)利子（貨幣占有権） (3)商業利潤（商品専売権・商品優先購買権）
[地代型擬制価値] 広義の土地所有権	(1)森林入会料（伐採権，採取権，狩猟権等） (2)入漁料（海域，湖沼，河川等） (3)採取権料（取水権，利水，採掘権等） (4)各種営業料（興行権，借地権，上映権，放映権） (5)空間使用料（入浜権，日照権，日陰権） (6)通行料（地上，河川，海域，上空，地下等） (7)入域料（登山，名勝，公園等），眺望料を含む (8)入場料・観覧料（劇場，競技場，演技場等） (9)自然資源利用料（温泉入浴料等）
[利子型擬制価値]	(1)地方銀行券（発行権） (2)各種有価証券（株式，社債，手形，小切手等） (3)各種特別乗車券，特別乗船券，特別搭乗券 (4)仮想通貨（※これについては検討中）
[商業利潤型擬制価値]	(1)商号料（屋号料，暖簾代） (2)商標利用料 (3)各種特許使用料，各種契約更新料 (4)命名権料 (5)視聴料，情報料 (6)自己表現料（各種演出料，各種出品料） (7)出版許可料，放映許可料，複写・転写許可料
[社会的特殊擬制価値]	(1)地位，名誉，雅号，芸名，肖像権など
公的擬制価値（国家価格）	(1)強制的購入価格（不動産等の強制収用価格） (2)強制的販売価格（郵便，鉄道等の公共料金） (3)格安販売価格（国有地，資材等の払下価格） (4)租税（関税），登記料，特許料，出入国料
公的擬制価値（価格表示物）	(1)中央銀行券（兌換・不換），鑄貨（含記念硬貨） (2)地方銀行券 (3)各種国債，各種公債，地方債等
公的擬制価値（国民的諸権利）	(1)居住権，有料参政権，文化的生活権など (2)営業権，就労権，移住権，婚姻権，その他
特殊な擬制価値	(1)労働力の価格（賃金） (2)希少性や芸術性等（個人の主観性が強い商品）

表注 本表は「擬制価値の価格形態での分類（試案）」（『擬制価値の転化法則』，『立命館経済学』[第69巻3号，2020年9月]）および「私的觀念諸商品と擬制価値（価格）形態での分類表（試案Ⅱ）」（『私的擬制価値と超過利潤』，『立命館経済学』[第70巻4・5・6号，2022年3月]）をさらに修正かつ補足したものである。なお「擬制価値体系」という構想を提起したのは，本稿が初めてである。

この第三の経済学説史的検討では、次のような問題がある。まず、そもそも「労働」とは何か、またどのような種類の労働があるのか、さらに逆上って、人間の諸行為のうち、何が労働で、何がそうではないのかという問題である。

つまり現象的には同じく労働のように見えても、一般的には、それが労働であるとは見なされない人間行為が多様な形態で存在するということである。逆に、一般的には「労働」ではなく「社会的罪惡」と見なされる人間行為が、明らかに「労働」とされている場合もある。

しかも、これらの社会的評価も時代によって異なるのではないかという疑問もある。そこで経済学説史的検討では、二つの問題意識をもつことにした。

第一の視点は、資本制の各時代で、重商主義者、重農主義者、アダム・スミス、リカード、マルクスたちが、「労働」をいかなる視点から論じてきたのかという歴史的な問題意識である。その際には、現代における「労働」や「労働力」、ひいては「富や商品」、また「価値」や「剰余価値」などという経済的諸範疇との関連を念頭においておく。

第二の視点は、現代的視角に立脚した場合、過去における人間行為ないし労働形態がどのような問題点をもっているのかということである。

なお、本稿が検討素材として最初に取り上げたのは、重商主義者トマス・マンの『外国貿易によるイングランドの財宝』⁶⁾である。この書物では、17世紀頃の時代における通商状況およびそれに関連する諸産業、とりわけ外国貿易と為替業（金融業）、それに漁業や各種の手工業が取り上げられ、かつそこにおける「労働」およびその養成状況などが記載されている。そうした内容なので、この書物は産業革命以前における労働やその種類、あわせて人間活動（諸行為）を把握するには恰好の検討素材であると思われるからである。

本稿は、以上のような問題意識のもとに執筆したものである。

第一節 マンによる「労働」の種類と「労働力」形成論

本節では、重商主義に立脚した書物が「労働」および「労働力」をどのように取り扱っているか、その点について点検しておきたい。したがって、ここでは重商主義の諸学説そのものについて紹介したり、それらについて論評することはしない。

幸いにして、東京大学出版会より初期イギリス経済学選集が刊行されており、さしあたり当初は、イギリスの重商主義者の一人であるトマス・マンの『外国貿易におけるイングランドの財宝』（1664年）を素材として、この書が、外国貿易に関連する諸産業および「労働」をどのように取り扱っているかについて点検していきたい。

まず、トマス・マンの当該書における基本的な論調は、「序」にある「わが国の外国貿易の差額がわが国の財宝に関する法則である」⁷⁾という文章で示されている。

マンは、この「序」で「国家社会のために諸事を処理し、あるいは遂行するさまざまな職業」⁸⁾を念頭におきつつ、特に「貿易商人」の諸活動について論述している。

以下、それらを逐次的にみていくことにする。

第一章の「完全な外国貿易商人としての必要な素養」では、貿易商人の役割について次のよう

に述べている。

「貿易商人は、実に王国の富 stock の管理者と呼ばれていて、他の国民と通商を営むものだ⁹⁾」と述べ、そのためには以下のような素養が必要であるとしている。やや長くなるが、それらを簡略化して、内容を紹介しておこう。

- ①能筆で算数に秀で、会計に長じ、商取引に関連する諸業務に通じること。
- ②外国の度量衡や貨幣、およびそれらの交換比率について熟知しておくこと。
- ③外国との輸出入商品については、それに関連する関税・入市税・租税・賦課金・案内料・その他の諸費用に熟知しておくこと。
- ④各国における諸商品の過多および不足する商品の輸入先を知っておくこと。
- ⑤為替相場の変動を理解し、最大の利益を得るようにすること。
- ⑥諸外国における輸出入の禁止商品を知っておくこと。
- ⑦船舶の積荷や冒険的商業に対する保険の料金や条件について熟知しておくこと。
- ⑧船舶の建造や修理に必要な材料や備品などの品質と価格、さらに船長や船員や水夫などの給料を知っておくこと。
- ⑨諸商品に関する知識を万遍なくもたねばならない。
- ⑩航海を体験し、航海術に熟達しておかねばならない。
- ⑪外国旅行をして各国の言葉に通じ、各国の財政・軍勢力・その他の諸事情に精通し、自国の発展のために役立てねばならない。
- ⑫少なくともラテン語を学んでおく必要がある。¹⁰⁾

以上で、第一章は終わっている。

さて、これまでは、トマス・マンが述べている「外国貿易商人としての必要な素養」の数々を略記してきた。将来において外国貿易に携わろうとする商人は、これらの素養を身につけるために一定の修練や習得をする。だが、このような自主的努力は「勉強」や「修行」とは言っても、「特別の強要」があるような場合を除いて「労働」とは言わない。この商人と経済関係を実際に結び結ぶ人々は当然としてそのような「労働」に従事するが、そうした修練や習得のために、それを指導し、教育するような職業の人々が、「労働力」の形成にかかわる「労働」を行うのである。

なお、前文に「特別の強要があるような場合」と記したが、これは「労働」と「労働力」との相違およびその関連に係わる問題でもある。判りやすく述べれば、本人の自発的な行動ではなく、商人がその子弟に何らかの素養獲得を強要する行為のような場合、その商人子弟は、他者からの強要によって潜在的な労働力を付与されることになる。

つまり、本稿の前提となっている「労働力は労働の生産物ではない。すなわち価値をもたない」という命題が、ここでは部分的に否定される。これは特別の素養を商人の子弟に付与する指導者または教育者の「労働力の投下」が、商人の子弟の労働力形成に実際に「価値を付与する」ことになるからである。商人の子弟はその労働力をみずから生産するのではないが、他者の労働によって労働力を受動的に高められ、形成されることになる。

ここに至って、「労働力は労働の生産物ではない」を前提とした論理が、部分的に変更を余儀なくされることになる。他律的な「労働力」の形成という事実関係の登場である。

他律的な「労働力」の形成は、「他人の労働力を形成する」という特殊な種類の労働のもとで行われるのである。しかも商品交換が地獄的あるいは業種的にも存在するような社会においては、この労働には対価が支払われているとみなさなければならない。換言すれば、産業革命以前の時期においても、地方によって、あるいは業種によって、賃労働関係が部分的に存在していたと見なしても差し支えない。

ただし、商品交換関係が発達している21世紀の今日では、この種の教育・指導的労働は賃労働関係として、かなり普遍的な存在となっていることを念頭に置いておかねばならない。

このことに関連して、さらにもう一つの問題がある。それは、いかに教師あるいは指導者が商人の子弟に素養を付与するように勤めても、当の本人（ここでは貿易商人の子弟）がそのことに無関心であったり、怠けるようでは、上述した「素養の付与」という行為は機能しない。つまり、それが実際に、前述の教育・指導的労働が機能するためには商人の子弟もそれなりの努力を自主的に行わねばならない。この努力を「労働」とみなすかどうかについては議論が残るか、少なくとも、そうした側面があることを否定できない。

もし、こうした努力を「労働」と認めれば、商人の子弟、一般的には学生や弟子、あるいは履修者、修行者、練習生などと呼ばれる人々も、その努力は「労働」と見なされることになる。かくして、労働力の形成については、自主的形態と他律的形態があるという認識に到達することになる。

以上、労働と労働力形成との関連について論及してきた。だが、トマス・マンの著作の第一章からみれば、「労働」という点では、17世紀中葉における外国貿易と関連する「労働」のいろんな種類を摘出しうるのはのではないかと思う。以下、それを列举しておこう。

前述した「外国貿易商人の子弟が必要とされる素養」との関連で登場してくる職種を推測しながら摘出してみると、次のようになる。

まずは、各種の商人、ラテン語の教師、それから「船長、船員、水夫」という外国航路要員、各種の貨物を沖合や沿岸で荷役する人々、各種の度量衡検査に携わる人々、商取引に関する金銭勘定をする人々などの存在を容易に推測することが出来る。

ここで重要なことは、商品経済が発達した社会では「労働力」の存在が理論的前提となるが、「労働力」があっても、それが「労働」として実現しないこともありうる。失業がそれである。つまり潜在的に「労働力」があったとしても、その個別存在が社会的に無視、ないし拒絶されることがあり、この場合には「労働力」は現実化しない。

トマス・マンは興味あることに言及している。「実際のところ、ここイングランドにおいては、多くの商人が、他の国々におけるほどその職業にたいして奨励を受けていないことに気づいており、また貴い天職に見合うほどに、しかも、その重要さに相応するほど受けていないことも見ているので、自らの職業に秀でようと努力しないのである。」¹¹⁾

上記の文章は、「労働」の結果が社会的に評価されない場合は、「労働」の担い手は、みずからの「労働力」の質的向上のために努力しないということに言及している。それは本来は形成されるべき「労働力」が消滅しているとも言えよう。

だからと言って、トマス・マンはそれを是認するのではなく、「素養を高め、深める」ことを自らの子弟に勧告しているのである。

第一節の検討を通じて明らかになったことは、「労働」および「労働力」の実態的内容については、このような問題があるということである。まさにこうした問題の所在こそが、この著作を検討素材とした一つの理由でもあったのである。

論究Ⅰ．労働力形成と消滅の諸形態について

「労働力」の形成や消滅にかかわる問題は、21世紀の今日でも多くみられる。各国における「大学（高等教育機関）への進学」に対する忌避は、基本的には家計の貧困さに起因するとはいえ、自らの勤労意欲の減退、あるいは将来展望への悲観などの理由で多々生じていることである。これらは労働力の自発的減退ないし自発的消滅であると言えよう。

「労働力の消滅」について、もう少し論じておく必要がある。先に、労働力が消滅する諸形態については、マンの文章から「勤労意欲の減退」や「将来展望への悲観」などを挙げていたが、これらは労働力の自発的消滅と言えよう。

もとより職場（労働）に嫌気がさし、芸術や園芸等の趣味に没頭したいという理由で自発的に退職（没労働）する場合もある。これは言わば、積極的な「労働力の自発的消滅」と言えよう。

労働力の自発的消滅に対応して、自分の意思ではない他発的消滅もある。具体的に示すと、高齢化や疾病（精神的なそれを含む）、交通事故などの傷病による休職や退職、各種の懲罰的罷免、さらに資本制経済のもとにおける労働力の他発的消滅の典型としては、不況時における職首がそれである。

こうした問題は、一般的商品の場合には、各種機械・器具の場合には耐用年数の経過や事故による摩損・陳腐化（社会的劣化）、あるいは生鮮食品の場合には腐敗や賞味期限の経過などもあるが、保存法の改良や修理などによって、労働力の消滅に比べてそれほど顕著には現れない。とくに、商品それ自体による自発的消滅ということはありません。

それらとは逆に、「労働力」の形成のために、特殊な訓練（再教育）をおこなっている場合もある。いわゆる職業訓練所、授産所、それから各種の技術養成学校などがそれである。いっそう広い視点からみれば、義務教育や専門学校はもとより一般の高等教育制度も「労働力養成工場」と単純化して見なすことができる。

ここまで論じてくれば、「労働力」という商品には、その形成や消滅にかかわって、他の商品には見られない幾つかの特殊性がある。これらの特殊性が、いわば「労働力」を特殊な擬制価値とみなす理論的根拠となっているのである。

以上、労働力形成とその消滅について論じてきた。ここで、もう一度、マンの著作へ立ち戻っておくことにしよう。

労働力の形成と消滅には、自発性と他発性という二つの側面があるという問題はともかくとして、この第一節では、17世紀中葉におけるイギリスの職業、ひいては当時における「職業」、換言すれば労働の諸形態をトマス・マンの文章から摘出する作業をおこなってきた。

当然のことながら、17世紀中葉のイギリスは資本の原始的蓄積期であり、土地の囲い込みや農民層分解が進展しつつある時期であった。とは言え、当時における主要な職業（労働の諸形態）としてトマス・マンの著作で示しているもの以外に、農耕、牧畜、漁労、製粉（風力・水流）、製塩、鍛冶、織物などがあったことは容易に推測できることである。

これらについてマンが言及していないのは、著作の対象外だったからであろう。以上をもって、論究Ⅰと併せて第一節を締めくくりにしよう。

第二節 マンによる富国策について

トマス・マンの著作の第二章は、「外国貿易は、わが国の財（増大）の原則である」を主題とし、「毛織物・鉛・錫・鉄・魚類」など多様な国産物を掲示している。¹²⁾しかしながら、このように諸種類の国産物が明らかになったとしても、それを産出する各業種における労働状態、とくに労働力形成や消滅との関連は不明瞭である。ただし、ここでは当時における多様な各業種とそれに対応する労働の多様性を把握することは可能である。以下では、その点に留意しつつ、先へ進もう。

マンは第三章「わが国の商品輸出を増進し、外国商品の国内消費を減少せしめる個々の方法と手段」¹³⁾において、以下のような諸方法と手段を挙げ、本稿の「労働と労働力」に関連する問題にも触れている。

第三章の「書き出し」において、マンは「一国の産出物ないし貯蔵物（revenue or stock）には、自然的なものと人工的なものがある。自然の富 wealth は、われわれみずからの必需物を使い残した分で、それだけが外国に輸出される。人工の富は、わが国の工業製品と、熱心な外国商品貿易とである」¹⁴⁾と述べる。

この文章で、マンは物質的財貨を自然的なものと人工的なものとに区分し、それぞれの「富」について言及している。しかしながら、自然的富および人工的富についても、それらがいかなる「労働」のもとで生産されるのか、その点は明確ではない。¹⁵⁾それが明確でないのは、もともと、マンは富の形成要素として「労働」を考えていないからである。

そうした難点について懸念しながらも、以下ではマンが第三章で提起している12の「富国策」を紹介しつつ、そこに登場してくる多様な業種と労働をみていくことにしよう。なお、その紹介については、マンの富国策を簡略化し、そこでの問題点を端的に指摘していきたい。第三章でのマンが提起している富国策の内容は以下のとおりである。¹⁶⁾

①広大な未耕地を開拓し、自然の富を増加させること。「大麻・亜麻・綱類・煙草、その他種々の産物」を自給し、輸入を減少させること。

②食事や衣服等で、外国からの法外な輸入を抑制し、自国製品の使用を奨励すること。

③外国が必要とする商品（毛織物など）を他国よりも低廉に加工し、輸出商品の販路を確保すること。個別商人の利益が減少しても、国家（収入）は利益となるからである。

④わが国の輸出に際しては、自国の船舶を使用すべきである。それによって、「商品の国内価格に加えて貿易商人の利得・保険料および海上運輸費をも獲得」できる。

⑤自国における自然的富の消費を削減すれば、海外輸出を増進しうる。また衣服を贅沢にする場合も、「毛織物・レース・刺繍物など」に限定すれば、貧民の就業機会を増加する。この種の「労働」が外国用の商品作成であれば、国家社会はより利益を得るだろう。

⑥漁業は自然の富であり、「労働」以外に何も必要としない。わが国の漁業植民地も「多くの

富と仕事」、水夫と船舶、そして貧民を維持し、貿易を増進している。

⑦中継市場 (staple) や倉庫の必要性。イングランドは地理的に好位置にあり、必要なのは「勤勉と努力」だけである。

⑧遠隔地貿易の必要性。とくに東インドへの「錫・毛織物・鉛その他の商品」の販売は得るところが大きく、国家の富と力と幸福を大いにもたらす。

⑨貨幣の輸出はすこぶる利益がある。それが貿易として行われる場合のみ、わが国の財宝を増加する。

⑩外国産原料を使った製造品で、手の込んだ絹製品・絹燃糸などを非課税で輸出することは国家にとって有利である。それは極めて多くの貧民を就業させるからである。

⑪国内産商品、とりわけ再輸出のための外国商品の輸入には過重な関税を課さぬこと。

⑫自然および人工の富、いずれの富も自国産のものを最大限に活用すること。工芸関連従事者は土地生産物の収穫者よりも遙に多いので、その点を配慮すべきである。そして「多数の人の労働を維持すべきである。人口が多く、工芸がすぐれているところでは、通商が隆盛になり、国が富裕になる。

以上、トマス・マンによる富国策の提起内容を要約して紹介してきた。その中で、「労働」という視点からみて重要と思われる業種および問題点は、以下の通り点である。

①の未耕地の開拓、夜荒れ地の開墾、③の毛織物などの加工、④船舶による運送、⑤衣服などの装飾化、⑥漁業、⑦中継市場や倉庫業、⑧遠隔地貿易、⑫工芸。

ただし、一部は「手の込んだ」と記載されている作業だが、その他の労働状況は不詳。

②上記以外に、農耕業、牧畜業、製塩業などがありうるが、これらについては不詳。

③「多数の労働の維持」という施策、具体的には加工業への就業をはじめ、それらは貧民の雇用機会の増大という施策が提起されている。ここでは、「労働」と「労働力」との区別がなされていないが、それでも業種別に「労働」(者)の階層(階級ではない)が想定されている点には注目しておきたい。もっとも、その数量的分析は部分的であり、全体的な状況把握ではない。さらにマンは「工芸関連従事者は土地生産物の収穫者よりも遙に多い」と述べているが、その点については、別に検討してみる必要がある。

以上、マンの第三章で、「自然的富と人工的富」に係わる「労働」について紹介してきた。これらについては検討すべき問題点が多々あるが、後の第十九章でも「自然的富と人工的富」について論じられているので、この富と労働との関連については、その折に振り返って、再検討することにしたい。

さて第四章の見出を要約すれば、「貨幣の輸出は国の財宝を増加させる¹⁷⁾」である。貨幣を地金とし、貿易差額の拡大を財宝獲得手段とみれば、これは単純な議論であり、かつ、ここでは労働および労働力に関する考察は見られないので、これを省略する。

もっとも、擬制価値という視点からは、債務証書や為替などに関連した諸行為があり、別途にはあるが、検討対象になるであろう。

第五章の見出しは、「外国貿易は、わが国の土地価格を引き上げる唯一の手段である¹⁸⁾」となっている。

この見出しについては、何故「唯一」なのかという疑問を抱かざるを得ない。なぜなら、土地

利用形態は多様であり、土地需要も多様だからである。

マンの論理は、外国貿易により多くの貨幣がもたらされるならば「土地価格はあがる」というだけの記述に過ぎず、それが「唯一の手段である」とはとても言えない。

第六章の見出しを簡単にいえば、「スペインの財宝は他国へ流出せざるをえない¹⁹⁾」ということである。なぜかと言えば、スペインは外国貿易による差額の獲得をしておらず、領地獲得ないし支配のための戦争ばかりしているからだ、マンは言う。要するに、マンが提唱するような施策を行っていないからだとするのである。

第七章の表題は「外国貿易による利得のいろいろ²⁰⁾」となっている。しかしながら、その内容は、「国家社会の利得」、「商人の利得」、「国王の利得」の三種に分類しているだけで、それぞれの利得の関連を述べているにすぎない。もとより「労働」および「労働力」という視点からの接近はない。

第八章は「わが国の貨幣の名目的引上げや改悪は、財宝をもって王国を富裕にすることはできぬし、その流出を防ぐこともできない²¹⁾」というのが表題である。

続く第九章の表題も「外国鑄貨が価値以上の相場で国内流通しても財宝を増加することはない²²⁾」という趣旨である。

さらに第十章および第十一章の趣旨も「外国人に使用制限法を守らすことも、財宝を増加させない」と「貿易商人が各種商品を輸出したばあい、その代価を貨幣で持ち帰るようにと規制するのは、わが国の財宝を増加させない²³⁾」という内容であり、第八章から第十一章までの四つの章で提示されている諸施策は、諸規制に対する反対意見であり、「労働および労働力」との関連が希薄である。

この四つの章で、あえて「労働および労働力」という視点から問題の所在を提起するとすれば、マンが提起している諸施策を実際に策定し、施行する人々が存在しているということである。これらの人々は実際に自らの「労働力」を使い、「労働」することになるのだが、その結果を「財宝を増加させない」というのであれば、その投下された「労働力」、従って「労働」についても、これを社会的再生産という視点から、どのように評価すべきかという問題が生ずる。これは官僚や行政関連業務の公務員の労働など、現代でも考慮してみるべき問題である。

第十二章は、「貨幣の為替評価が低くても、それが国の財宝を減少させることはない²⁴⁾」ということであるが、内容的には為替相場の変動に関するものであり、「労働および労働力」との関連が希薄である。

第十三章も「為替取引業を営む商人²⁵⁾」の役割についてであり、内容的には同様である。

もっとも、上記二つの章との関連では、為替相場の変動に関連する業務（労働および労働力）の社会的評価については、ここでも検討してみる余地がある。それを端的に論じているのが次の第十四章なので、マンの富国策にかかわる「労働および労働力」についての紹介はここで終えることにしよう。

論究Ⅱ。「労働」の多様性および「労働力」の一般性

本稿の第二節は、マンの著作の第三章から第十三章までを要約しながら紹介してきた。これらの章が、貿易商人の「富国策」に関するものだけに、その内容は多岐である。

この論究Ⅱでは、「労働および労働力」に関する理論的解明という本稿の課題に即して、「労働の多様性および労働力の一般性」という問題について考究することにした。

これまでに、マンの著作を通じて、17世紀初期のイギリスやオランダにおける多様な労働の種類をみてきた。この労働の種類は、人類が居住する場所や科学や文化が発達した現代まで視野を拡張してみると、この多様性は一層強まる。このことを忘れてはならない。

この多様性は、擬制価値である労働力の消費の多様性であり、この点でも、労働力という擬制価値が特殊であると規定される現実的根拠がある。

もう少し、論点を広げてみよう。

労働は、自然（人を含む）に対して働きかける肉体的労働であり、また種々の器具や材料を用いて、自己の頭脳の働きを表現する精神労働でもある。それらを一括すれば、万物を生産する根源となるものである。つまり労働力の消費過程としての労働は、これを大雑把にみれば汎用的であり、その意味では、用途が限定的である自然力、各種の畜力、それから機械力とは異なる。もっとも、人工頭脳の発達による新しい多目的な機械が出現してきている現代的状況については、これを別途の機会に考慮する必要がある。

ところで、いかに用途が多様で、汎用であるとはいえ、具体的な「労働」そのものを商品として販売するわけにはいかない。なぜなら、労働は、いわゆる進行形、つまり労働力の具体的な消費過程だからである。

市場に現れるのは多様な労働として使用することが可能な、労働力、あるいは労働力能といってもよい。この労働力もまた、その形成過程で多様性をもちうる。それを労働力の「種差」と呼ぶことにしよう。

なお、経営学には、「商品の差別化」という言葉があるが、この場合には、「差別」という用語は相応しく無い。個々の商品には、「上・中・下」などと言った品質や大小の違いがあっても、商品の取引関係において、商品そのものに対して差別があるわけではないからである。もっとも、取引相手に対しては、上得意とか一見さんといった区別があることは否定できない。

さて、この「労働力」の多様性は、その使用過程である労働の多様性に基づくものであるが、「労働力の種差」という用語には、多様性や用途の汎用性以外に、上手と下手、あるいは熟練と未熟という力量の違いという視点が含まれている。

しかしながら、これらの種差を無視すれば、そこには「労働力一般」という範疇を指定することが出来る。この労働力一般については、その形成過程や消滅過程という特殊性があることを、論究Ⅰでみてきたところである。

この論究Ⅱで指摘しておきたいのは、この労働力の消費は、その「価値」以上の価値を生み出すという新しい、そして特殊な擬制価値として現れる労働力の種々の特殊性の中でも、最も重要な特殊性があるということである。

しかしながら、この点については、まず第一に、労働力は労働の生産物ではなく、したがって市場には擬制価値として現れるのに、それが「価値をもつ」という設定がなされて論理を展開することには疑問をもたざるをえない。

第二に、仮に、労働力に価値があると仮定しても、その消費によって、その価値以上の価値を生み出すということを証明する論理的根拠あるいは実証的根拠が、これまでの考察では不明確で

あるということである。

以上、ここでは二つの疑問点を提示し、その解答を伏せたままにしておく。その理由は、本稿が検討素材としたマンの書物では、時代的な制約もあって、「労働は富の父であり、…土地はその母である」（ウィリアム・ペティ）という発想や「剰余価値」論（カール・マルクス）などの学説が展開されていないからである。だからと言って、労働力商品がもつ特殊性、つまり「労働力商品は特殊な擬制価値である」と規定する最も重要な特殊性がそこにあるのに、このことを全く伏せておくことは、本稿にとって苦痛だからである。この論究Ⅱでは、労働の多様性、それに基づく労働力商品の用途多様性と種差という特殊性について明らかにしてきた。また労働力の一般性との関連では、剰余価値の生産という重要な特殊性があるという示唆に留めておいた。

以上をもって、論究Ⅱを終えることにする。

第三節 欺瞞的諸行為の評価

マンは第十四章で、多くの紙数を費して、銀行家および商人たちが行っている「驚くべき為替の操作」について論難している²⁶⁾。それは、貿易商人としてのマンがこの問題に特別の関心をもっていたからであろう。それだけに、本稿ではこの問題について、それ相応の紹介をしておこうと思う。

ここでマンが強く論難しているのは、ジェラード・マラインズ²⁷⁾という人物が為替相場の変動が貿易（商取引）を動かすと主張している論点に対してである。そこで以下では、マンがマラインズ²⁸⁾に対して論難している24の問題点を簡略的に紹介しておこう。

- ① 為替取引が行われているところでは、どこでも貨幣を投下して儲けを得ていること。
- ② 儲けを得て富裕になるが、商品（取引）には全く手を出さないこと。
- ③ 仮に商品を買うにしても、外貨を持ち込まず、その国の貨幣で買っていること。
- ④ 航海の危険も冒さず、苦勞もせずに富裕な生活をしていること。
- ⑤ 信用により大きな価格操作をするが、それは、（国家にとって）何の値打ちもないこと。
- ⑥ 貨幣を為替に投ずるか、商品の購入に投ずるか、いずれが有利か探っていること。
- ⑦ 貿易商人がその商品の売買によって、どれだけ儲けるかを探っていること。
- ⑧ 為替により貨幣を借りるものは、生活、損得などに関わりがないとしていること。
- ⑨ 国民が輸出額以上に商品を輸入する国があれば、その国から財宝をまきあげることになるということ。
- ⑩ 富裕な君主が、貨幣を欲し、高い利子を支払う場所に貨幣取引市場を設置すべきだという主張をしていること。
- ⑪ 貧しい君主が利子付で調達した貨幣で戦争している場合、敵国からの要請があれば、その君主より貨幣をとりあげるべきだとしていること。
- ⑫ 貿易商人が欠乏する貨幣を調達した場合、彼らが望む売価を得るまで、その営業を維持させるようにすること。
- ⑬ 貨幣借入には、商品を買占め、取引関係を手中した者には、自由に販売させること。

- ⑭貨幣借入者があらゆる国の貨幣を持ち去ることを隠すこと。
- ⑮あらゆる国の良貨、また悪貨を持ち去ることを認めること。
- ⑯悪貨を受け取って、これを良貨に替え、送金者には悪貨で返し、利得すること。
- ⑰送金する商品の貨幣を一時預かりし、やがて悪貨で支払い、利得すること。
- ⑱自国の余剰商品を世界に売り、蓄積財宝をも為替に投資する王国に利得させること。
- ⑲裕福な大商人は、為替を支配し、公共の福祉を無視する王国を覆滅すること。その手段は為替を受け取る時は良貨を、為替を振出す時は悪貨で支払うという方法である。
- ⑳現金を調達して、安く提供される商品であれば、全て買い入れること。
- ㉑提供された取引を現金で奪い、他人より高い値を付け、商品価格を吊り上げること。
- ㉒為替で手にした貨幣を商品購入に投下して得た利得を手にする〔銀行家〕たち。
- ㉓その銀行家たちは貨幣を商品購入に充当しないので、君主は各種の課税機会を失う。
- ㉔他国へ輸出する商品の価格および輸出先での為替相場による価格を正確に知ること。

以上、マンのマラインズに対する論難の24点を簡略化しながら紹介してきた。だが、この論難の内容については理解不詳な点が多々ある。これらの不詳な諸点があることをマンは予知していたのかもしれない。何故なら、マンはこの24点を紹介したのちに、それぞれの点について説明を加えているからである。それが第十四章の後半部分であり、マンはここに15ページも費やしている²⁹⁾のである。

だが、本稿での検討目的は、ここでマンが述べている内容を具体的に理解することではない。ただし、マンがこうした論難をするのは、「貿易こそ支配的であり能動的なのであって、……為替は受動的なのである」³⁰⁾という外国貿易と外国為替との関係をふまえ、これを無視することがヨーロッパ各国（港湾都市）に悪影響を及ぼす原因であると主張していることだけは理解しておきたい。

このマンの説明には一定の論理的正当性がある。だが、その是非について改めて説明する余地はない。なお、論敵であるマラインズの主張のように「為替相場の変動が外国貿易に影響を及ぼすことがありうる」という点については、為替相場の変動を「長期か短期か」という分析期間の差異という問題があることだけを指摘して先へ進むことにしよう。

改めて言うまでもないが、本稿にとって、ここで必要なことは、為替業や国際貿易業者における職種（労働）の内容をふまえながら、マンが論難している24点に及ぶ特殊な業務の性格を一般的に総括して論評することである。だから、マンによる論難について、それらを一つ一つ個別的に検討を行う必要はない。さしあたり、ここで必要なのは次のことである。

まず第一に確認しておきたいのは、マンがマラインズに対する論難の中で挙げている業種、換言すれば「労働をともなう」職種の種類である。具体的にみると、それらは国の君主等の有力者、為替取引業、貨幣取引業、各種銀行業、国内商業、外国貿易業などである。

君主等による政治的経済行動を別とすれば、これら外国貿易と関連する業種における労働形態は、おそらく金融および商品取引関係でのそれであり、これら業種の多面性に対応して、多様なものにならざるえない。その内容をより具体的にみれば、対人折衝が中心となるであろう。それに伴って、記帳、帳簿の管理や保管、商業の場合には商品の輸送や移送、倉庫での保管や管理などであろう。概して言えば、肉体的労働というよりも、どちらかと言えば、精神的労働という

形態が多いであろう。

だが、本稿が問題とするのは、これらの諸業種の種類やその労働形態ではなく、これらの諸業種の業務の性格、いっそう具体的に示せば、マンが非難する商品取引関係に伴う労働がもつ特殊的性格である。

第二に、その業務の特殊的性格というのは、これらの諸業種が一般的に投機的性格をもつということである。この投機的業務は往々にして、その営業主（企業等）に特別な超過利潤をもたらすことがある。しかしながら、それとは逆に、詐欺や欺瞞はともかく、善意であっても、その交渉結果が大きな損失を招く場合がある。ここでは、「一方の得は、他方の損」というゼロサム原理が作用する。

ところで、この原理社会における投機的業務が合法的であっても、損失した側からみれば、往々にして「相手の悪行」と見なされることがある。とくに、それが相手の行為が非合法であれば、これは犯罪である。

マンにとっては、合法・非合法を問わず、いずれの「悪行」も、まさしく論難されるべき「悪行」であり、いうなれば「社会的悪行」である。

マンは上記のような諸点を念頭に置きつつ、24の論難の問題点の内容を類型的に整理している。³¹⁾

- (1)第二・第四・第十四および第二十三について。「単なる為替業者の本来の仕事」であり、国家社会にとって利にも害にもならない。
- (2)第三について。驚嘆すべきものはない。
- (3)第五・第十三・第二十・第二十一について。「くだらない事柄」
- (4)第六および第七について。外国貿易における商品売買の動向については判るが、為替相場の変動については理解できないという論難である。
- (5)第八および第十二について。銀行・為替業者は利得を期待して貨幣を外国貿易業者に供給するが、その期待がはずれることがある。その逆もある。
- (6)第九および第十八について。この二つについては、マンが注意を惹くよう指示し、何故に為替が利害関係に大きな役割を果たしているのかという論難である。
- (7)第十五と第十六について。悪貨は良貨を駆逐する事例を紹介し、それを防ぐ為替の役割を認めている。
- (8)第十七について。為替を利用できない業者に対して、銀行家はそれを代行し、利得をえているが、これは正当であり、ありふれたことだとしている。
- (9)第十一について。貧しい王侯に高い利子率や不当な価格で、貨幣や商品を借用させている。こうしたことを敵国が利用することは「お粗末」なことであり、ここでは無視するとしている。
- (10)第十九について。イタリアでは銀行が為替相場を支配しておらず、やはり貿易上での貨幣の多寡が為替相場を変動させていた。これはマンの持論の根拠である。
- (11)第二十二について。見出しに「為替は君主の課税を阻止はしない」とあり、為替は商品取引を前提としているからだとしている。貴族「大商人」政治であるゼノアを例証として説明。
- (12)第二十四について。遠隔地へ商品を輸出した場合、その遠隔地での為替変動によって予期

せざるが生じて、それは「驚くべき諸操作」とも言えないとしている。

(13)第十について。これが第14章の論述の最後である。そして、為替相場の変動や為替取引の主要市場（中心）市場=stapleを移動させるのは、国家権力、大商人、為替業者ではなく、商品の貿易取引によってである。これはマンが繰り返し主張している点であり、論敵であるマラインズに対する中心的な批判点である。

以上、第14章でマンが指摘した論点を簡略化しながら、その全てを紹介してきた。しかし、本稿で問題とすべきは、それぞれの論点についてではなく、あくまでも、この論点の中に含まれている「労働」の種類とそれぞれの性格に関する検討である。その意味では、なお第十五章とも関連している部分があるので、その部分も含めて、後ほど統括的に検討することにしたい。

第十五章は、比較的短い。その内容も、国内における放逸や悪弊は国の財宝を減らすことにはならないということである。³²⁾マンはここで①利付貸(usury)は外国貿易の増減には無関係である。②訴訟費用の増大も、同様であり、「甲の損失は乙の利益」である。③豪奢や華美も、外国貿易関連からみれば、輸出商品を生産する貧民を利することになるので、一概に非難すべきではない。貧民に仕事が無い場合には、仕事が十分にある漁業が優れているとする。この漁業が優れているという点については、現代的状況からみて、理解に苦しむ点がある。本章の内容は、ざっと上記のようなものである。

ここで、敢えて第十四章とこの第十五章の内容的な差異を述べれば、それは第十四章が外国貿易に対抗する諸勢力に対して直接的に論難しているのに、第十五章では、放逸や悪弊、訴訟費用の増大、豪奢や華美といった、道徳的に非難されるような諸行為について、マンはこれらを再生産論的に把握し、一定の弁護をしていることである。この点は、第十四章および第十五章に関連させながら、労働の性質という視点から検討する場合には十分に留意しておくべきであろう。

論究Ⅲ.「労働」と社会的害悪性について

マンは著作の第十四章および第十五章において、外国貿易に関連する為替業や金融業の中には、「社会的害悪」とみなされるような行為があることを指摘している。

マンが指摘する「社会的害悪」を具体的に論考するまえに、これらの業種がもつ一般的な特殊性を明らかにしておこう。

為替業や金融業は、為替レートや利率が絶えず変動するので、その不断の変動への対応によって、将来的に利得を得るか損失するかが決まる。もとより、そうした相場の変動があっても、正常な取引であれば、その取引結果が仮に取引相手（顧客）に多大な利益をもたらしたり、また逆に多大な損失を与えても、それらはいずれも「正常」な行為であり、法的にも「合法」である。すなわち結果が変動的であるということが、これらの業種の特殊性である。

これらの業種がもつ、もう一つの特殊性は、つまり、そこでの業務は、相場の将来的動向をいかに正確に、あるいは近似知的に予想できるかという点で、不透明であり、その点では投機的性格をもっているということである。

この投機性のある業務での労働は、その結果として取引相手の損得に影響する。それだけに、こうした業務に携わる人々の仕事（労働）に対する社会的評価は、一方で絶賛を浴びることもあれば、他方で極めて辛辣に批判されることもある。場合によっては、その行為が違法であるとか、

犯罪であると非難されることもある。

そこで問題となるのは、為替業や金融業が自分たちに有利な、あるいは巨額の利得を取得するような行為を意図的に行った場合、あるいは同じことだが、取引相手に対して巨額の損害を与えた場合、具体的には、社会的虚報（デマ）を流布させ、欺瞞や詐欺といった悪徳的行為（労働）がなされた場合に、これを理論的に、あるいは社会的にどのように評価するのか。

それらは程度の差はあるが、明らかに「社会的害悪」（悪行）である。そこで本稿との関連で問題となるのは、これらの「社会的害悪」に従事する人々の行為を、そのまま「労働」と見なしでよいかということになる。

ついでながら、マンが非難する「社会的害悪」が、為替業や金融業で行われる場合、その事業主体は個人営業なのか、それとも雇用関係のある事業形態のもとで行われるのかという点を確認しておきたい。だが、マンの場合には、事業形態が不明瞭である。

その不明瞭さを明確にするためには、マンの著作が出版されたのは17世紀の前半、当時におけるイギリスの支配的な経営形態について検討することが必要となる。しかしながら、「労働と労働力」、とりわけ「労働の社会的害悪性」という本節の研究目的を勘案するならば、その検討は余りにも脇道に入ることになる。ここは、当時における支配的経営形態は合名会社か合資会社だと考えても大きな齟齬はあるまい。

それと言うのも、貿易会社を取引相手としているような企業規模であるから、個人経営であるとは考え難いし、また株式会社であったかもしれないが、株式会社の発祥が1602年のオランダの東インド会社と見なされているだけに、その可能性は小さい。

したがって、ここではそういう経営形態で、結果が不透明であり、したがって投機性のある事業に携わっている人々の労働、すなわち経営労働と事業労働について検討すればよいということになる。

ここに至っては、社会的に害悪な行為を行うのが、経営労働か事業労働かという二者択一の問題は脇役となる。それは事業体（経営主体）が決定することであり、その決定によって、経営労働も事業労働も社会的な害悪行為が行われるからである。

そこで問題は、投機性や賭博性のある事業の場合、社会的な害悪と思われる行為（労働）がどこまで社会的に許容されるかという限度の問題へと転化する。この許容の限度については、これまた何をもって社会的な基準とするのかが不明確である。

例えば、「一時的な座興にある限り」とか「所得の一定部分に止まり限り」あるいは「家族の生活が脅かされない限り」といった制約を付してみても、それらは極めて主観的な基準に留まる。さらに、この許容限界というのは、これらの投機性や賭博性のある事業に対応する顧客に対するものであり、この事業に関連している労働提供者（経営労働や事業労働）に対するものではない。つまり、これらの事業における労働提供者は、事業結果について有限の責任というものはない。

マンは為替業や金融業について、その社会的害悪性を指摘したが、こうした投機性や賭博性のある業種はこの二つだけに限られるものではない。

マンの時代でも、競馬やカジノ（賭博場）を始め、射的、各種の格闘（人だけでなく、犬、鶏、牛、昆虫、蜘蛛など）、宝くじ（多くのばあいは民間）などの賭博性のある事業があった。このように見えてくると、投機性や賭博性のある事業、そこで働く人々の労働は、当時においてすら、かなり一

一般的な存在であったとみなしてよいであろう。

なお、これは余談となるが、現代では交通の発達や政治経済関係をはじめ機械化、情報化なども手伝って、株式や証券取引、不動産取引などをはじめ、そうした投機性や賭博性のある業種は途方もなく拡張してきており、社会的にみて、その一般的な存在性はいっそう強まっている。もっともここでは、そうした業種に携わる労働、したがって労働力が、その他の擬制価値とは異なった存在として、つまり擬制価値でも、その特殊的な存在であるかを明らかにしておけばそれでよい。

その特殊性は、すでに見てきたように、未来、あるいは時間的単位での未来であっても、その結果が不透明な事業には、その結果を自分に有利にしようという誘惑があり、そのため、時として「社会的な罪悪（犯罪）」を引き起こす可能性があるということである。

「労働力」という商品には、いろんな特殊性があるが、将来的に不透明な事業に従事する労働、したがってその根源である労働力には「『社会的害悪』を惹起させる可能性がある」という特殊性があることも、その一つとして挙げることができるのではあるまいか。以上をもって、論究Ⅲを終えることにする。

第四節 君主の社会的役割（徴税と戦争）と労働

マンの著作の第十六章から第十八章までの文章は、相対的に短く、これらの章では、「君主」と富に関する問題を考察対象としている。それだけに、一般的「労働」との直接的な関連は希薄と思われる。以下、三つの章を順次的にみていくことにしよう。

第十六章で、マンは君主が歳入と所得を調達できる理由について論じる。ただし、国には大小があり、君主の歳入は「領土の大きさ、富や貿易量、さらには歳入の方法も国家組織や国民の政治・法律・習慣によって大きく異なる³³⁾」としている。

続いてマンは、一般的には「①王室御料地を有し、②僧録の初穂料、外国貿易業者からの関税・入市税・賦課税を収め、③緊急の場合には、借入金・寄付金・臨時税を課する³⁴⁾」としている。

ここでマンは、君主がもつ権力、換言すれば国家権力の発露による人民から収奪の諸方法を列挙している。だが、これらは本稿が意識している擬制価値、より詳しくは公的擬制価値の諸形態である。

さらにマンは、君主を富ませるため上記とは異なる方法を紹介する。それと同時に、それに対して強く非難している。やや長くなるが、本稿の問題意識（労働・労働力・擬制価値）と係わる点もあるので、ここでは煩を厭わず引用しておこう。

「ある都市の新商品が、同じ国内の他の都市や地域で使用されるために搬出されるさいにつねにかかる持出税、家畜・土地・家屋の譲渡や売却一切のほか婦女の結婚持参金に対する課税、あらゆる飲食店や宿屋に対する許可料、人頭税、自国内で産出し、かつ消費される穀物・ぶどう酒・オリーブ油・塩、その他にたいする課税、等々がそれである。³⁵⁾」

上記の引用文では、国家権力を背景として成立する擬制価値（公的擬制価値）の諸種が追加的に紹介されている。これに類する課税は、21世紀の現代でも見受けられる。それはそれとして、

これらの税について、それを発案、政策化し、さらに税を徴収する業務に従事する人々の行為は、現象的には明らかに「労働」である。

もとより、これらの行為（労働）は「公務」であり、国家権力の行動規範である法に照らせば、「合法」である。しかし、これまでに検討してきたように、「合法」たる労働が「社会的害悪」であるかどうか、また、それらを「労働」と呼べるか否か、これらの問題は別途に考慮すべき問題である。

その別問題であるが、こうした行為（労働）の能力を伸長させるためには、もとより自分自身の経験的学習（自己研修）が基本となるが、それでも多くは他人（多くは上司）からの教育的指導によるところが多い。したがって、この場合の「労働力」は自分自身による経験的学習によって形成されると同時に、教育的指導によって育成強化によって強化される。これは論究Ⅰで考究してきたところである。

さて、そのようにして発達してきた「労働力」であるが、その使用、すなわち「労働」が「社会的害悪」である場合、ここで登場してくる「労働力」を、そのまま「労働力」と呼んでよいものかどうか。これは「社会的害悪」との関連で「労働」の呼称が問題となることと軌を一にする検討課題である。

そこで、事例を「論究Ⅲ」との関連で、この問題を考えると、次のようになる。「社会的害悪」とされる窃盗行為を「労働」とは言わない。その窃盗能力や技術を高めるための修行や訓練、またそうした能力や技術を伝授ないし援助する行為も、現象的にはともかく、それを「労働」とは言わないであろう。もし、そうだとすれば、「労働」という概念には、「社会的害悪ではない」、すなわち道徳性を有するという特性を含むものと考えてよい。ここにも、労働力が特殊な擬制価値であるという根拠がある。

しかしながら、同じ窃盗あるいは盗聴でも、市民の安全のために、すなわち「社会的害悪」を取り除くための諸行為、具体的には、官憲が各種の犯罪行為、たとえば密輸、脱税、虚報流布、暴動、放火などについて、これらを未然に防ぐための諸行為は、これを「労働」と呼ぶことができる。いずれにせよ、「労働」という概念については、その社会的性格に規定されるという問題がある。このことだけは確かである。

極端な事例を取り上げれば、いわゆる「殺人」は明らかに犯罪である。そして、この行為は「労働」とは見なされない。しかしながら犯罪者に対する「死刑執行」という行為は合法とされ、公務労働の一種となる。

すでに「死刑廃止論」が高まり、実際にも、多くの国で死刑は廃止されている。その理由の一つが、「もし誤審の結果としての量刑判断にミスがあった場合、しかもそれが施行された場合には取り返しできない」という理由だけに止まり、それが合法的犯罪であるという認識までには至っていない。その限りにおいて、死刑執行は犯罪ではなくなり、その行為は「労働」となる。

本題に戻ろう。一般に、官吏の行う徴税行為を「社会的害悪」とは言わない。しかし、マンは、それがあまりに過酷な場合は、「抑圧のごったまぜであり、……それを耐え忍ぶ民衆を貧窮にし、また悲惨なものにするばかりである」³⁶⁾と述べている。

それと同時に、マンは「各地域の事情や特質があますところなく十分考慮されるならば」³⁷⁾という条件のもとに、「ある国家においては、利用されるのはやむをえない」³⁸⁾とし、「ゆるされるべき

である……社会の福祉にとって種々の点から非常に有益でもある³⁹⁾」とも述べている。

このようにマンの徴税に対する論調は、二面的であるが、それは国の大小および富裕度および習慣等によって異なるからだとしている。だが、君主によっては、さらに「裁判官の官職・身分を売るのがつねだからである⁴⁰⁾」という類の「通常の所得以外」をも挙げている。

本稿の問題意識（特殊な擬制価値＝労働力）との関連で言えば、ここで重要なのは、「裁判官の官職・身分を売る」というマンの文章である。ここに登場する「官職・身分」それ自体は労働（労働力の投下）の生産物ではない。だが、売られる以上は、その価格が存在することになる。つまり「官職・身分」という「呼称」が、場合によっては、なんらかの収入（貨幣）をもたらす背後関係があることを示唆している。それと言うのも、労働の生産物（価値物）でないものが価格をもつ根拠は、それが国家権力の発動に伴う擬制価値をもった存在だからである。

本題へ戻ろう。マンは「裁判官の官職・身分を売る」行為を「見下げはてた無法な行為である⁴¹⁾」とし、これと同様なものとして、「カソリックの名分、教会の布教、異教徒の抑圧、そのほか自己の野心を助長するにのみ好都合な欺瞞など⁴²⁾」を挙げている。

ここでは視野を広げて、マンはカトリック派だけでなく、全ての宗教的な諸行為について「自己満足的な欺瞞」に対して非難しているものと理解してよかろう。ここでも、宗教的な仮面を被った「欺瞞的行為」が、果して「労働」であるかどうかという問題が提起されているものとみることができる。これは本稿の問題意識と軌を同じくするものである。

ただし、何が欺瞞的な宗教的行為であるかについては、マンが述べている以外の諸行為には深入って検討しないことにする。これらを「労働」と言えるかどうかについても、「欺瞞的行為」であるか否かという、一般的な範疇の枠内で判断することになろう。

ここで「労働」との関連で検討してみるべき問題がある。それは、君主の諸行為を「労働」と呼べるか否かという問題である。通常では、それを労働とは呼ばれていない。もしそうだとすれば、「労働」という範疇には、階級性ないし階層性という性質規定がはいってくるのではないかということである。21世紀の現代社会においても、大統領や元首、あるいは大臣や地方自治体の長、さらには企業の社長や重役の諸行為は、これを「労働」とは呼ばない。そのように見えてくると、「労働」という概念には、階級性や階層性が付随しているとみなしてもさしつかえないように思う。この点、つまり「労働」という範疇には、「本人の積極性」「社会的道徳性」、そして「階級・階層性」など多様な性格規定があると言えよう。なお、この性格規定に関する論議は、後の論究で検討することにして、ここでは指摘するだけに留めておこう。

マンの著作、その第十七章の表題は、「大君主は、多量の財宝を蓄える必要があるのか、ないのか」となっている。また、第十八章のそれは、「君主が、年々円滑に貯えることができる財宝の額はどれほどであるか」となっている。これら二つの章の「見出し」から推測する限り、本稿の検討課題である「労働」や「労働力」とは相対的に関連が少ない。また、「擬制価値」という問題意識との関連も薄い。さらに内容的にみても、社会経済的視点を欠落した歴史的叙述が多い。

第十七章の主旨は、表題とは異なって、「法外な恩賜」は貧窮を招き、戦争による強奪収取への道を辿ることとなるとする。この点は無視できない。

第十八章では、第十七章を受け継いで、「臣民が僅かしか外国貿易を行わぬような君主は、多額の貨幣を貯えることはできない⁴³⁾」という小見出しが示すように、貿易商人であるマンにとっ

では都合のよい主張をしている。

ところが、この第十八章には、蓄えた財貨を臣民に放出することが大切だとし、そのこととの関連で、軍隊組織および軍需品に係わる業種をマンは掲げている。⁴⁴⁾これは十七章とも関連するのだが、同様に無視できない。

そこで問題となるのが、これらの軍隊組織や軍需品調達業種に関連する業務と、その業務における「労働」そして「労働力」が特殊なものであることを検出することである。

そこで、マンが軍事業務に関して述べていることに限定して引用しておこう。

「年々の歳入をなす貨幣の大部分を、……それを投じて軍艦ならびにその付属物一切を建造し、要塞の建設と修理をなし、……給料を支払って連隊長・中隊長・兵士・艦長・水兵・その他の陸海軍関係者を維持し、十分訓練し、……倉庫を火薬・硫黄・硝石・砲弾・大砲・小銃・剣・槍・よろいかぶと・馬・その他多くの同様の軍需品でみたく⁴⁵⁾」

まして戦争を犯罪行為であるということは、おそらく世界平和を希求する多くの人々が認識しているかと思う。だが、21世紀の現代においてさえ、国家権力の発動という大儀でもって、名目は「国家の安全」や「国民の安寧」を理由を掲げて、戦争を惹起させている人々がいる。また、戦争に必要な武器・弾薬をはじめ多種の軍需品を製造し、そのことによって莫大な利得を得ている人々がいる。軍需品の製造だけでなく、それを販売する「死の商人」もそうである。

さらに全く奇異なことがある。戦場において、敵を攻撃し、殲滅させる行為、すなわち大量殺人は、犯罪とはされない。それどころか、軍功章を授与される程の名誉ある行為とみなされる。しかし、これを道徳的にみれば、この虐殺を行う軍隊の行為を、果して「労働」と呼べるだろうか。

こうした問題はあるにしても、『「労働力」が特殊な擬制価値である』ということの理論的根拠を明らかにするという本稿の問題意識からすれば、これら三つの章で展開されている「君主の社会的役割」の内容、すなわち徴税と戦争における「労働」、その発露の源泉である「労働力」がもっている特殊性について検討しなければならない。この検討は、次の論究Ⅳで行うことにしたい。

論究Ⅳ．「労働」の階級性と階層性

この第四節では、マンの著作の第十六章から第十八章までの主要な内容として、「君主の社会的役割と労働」について紹介してきた。その社会的役割の内容は「徴税と戦争」であった。この論究では、マンの時代を反映して国家権力の保持者は「君主」となっているが、この論究では、これを「国家」と置き換えることにする。もとより絶対王政のもとでの国家と、資本賃労働関係が発達した資本制国家とは社会構造が異なる。だが、国家である以上、そこには「階級」があり、支配階級と被支配階級があることでは共通している。そのため、この論究では、国家が存立していた時代的な背景、生産諸力とそこでの階級的諸関係について、一定の区別をしながら、論理を展開している。

さて、ここで論ずべきは、当時の「徴税と戦争」、そしてそこにおける「労働」（労働力）の特殊性についてである。以下では、これを「租税」および「戦争」に関連する業務の労働現場を二つに分け、それぞれについて論究していくことにしよう。

（一）租税関連業務と労働

まず、租税に関連する業務については、課税と徴税、そして財務という視点から、これに関連する「労働」より見ていくことにする。

君主（国家）が国内外にわたる政治を行うためには、それに照応した財政（財宝）が必要である。君主は年々の経費を賄うために、人民から租税を徴収する。この国家的徴税のために、君主は、年間の収入を課税対象とその量的大きさを決めなければならない。

マン時代の課税対象がどのようなものであったかについては、この第四節で既に見ておいたところである。もとより、資本制国家の場合には、マン時代における課税対象や手数料などの種類は異なる。

そのことを念頭におきつつも、この課税と徴税には、いずれも「労働」が必要である。そして第四節では、この労働が合法であっても、社会的害悪ではないかという視点から、それを「労働」と呼べるかということも問題点として指摘しておいたところである。

その問題はさておき、この論究では課税および徴税に関する労働の、したがって、その根源である「労働力」の特殊性について検討したい。

ところで、この第四節で登場しているのは、国家権力に基づいて形成される擬制価値である。その事例は、マンの例示や本稿の序論で提示した「擬制価値」分類表（試案Ⅲ）のうち、「公的擬制価値」（国家価格の4）として紹介しているものである。だから、ここで検討するのは、これまで見てきた一般的な擬制価値がもっている性質ではなく、まさに「公的擬制価値」がもつ特殊性、それも国家権力の発動として展開される労働がもつ特殊性についてである。

さらに注意しておくべきことは、対国内と対外国とでは国家権力の発動形態が異なるということである。それを簡潔に整理しておく、次のようになる。

国内に向けた国家権力の発動は、原理的に被支配階級に対する抑圧と収奪を基礎とした支配階級の安定政策として展開される。

その中で、公的擬制価値として典型的に展開されるのが「租税」である。租税は、国家が存立する経済的基盤だからである。それだけに、「租税」と関連する業務、具体的には課税と徴税だが、それぞれに特別の「労働」が投下される。

すなわち課税には、国家の中枢機能を構成する部署が設置され、これには国家権力の保持者およびその補完者たちが担うものとなっている。マンの時代であれば、君主および貴族（大土地所有者）さらに高僧たちであったろう。彼らによる課税策の立案作成を「労働」と呼ぶのかどうかという問題はあるにしても、それらが支配者階級によってなされ、その具体的な内容に関する取り扱いは極秘とされた。おそらく、このことは間違いない。

ところが、同じ支配階級であっても、この課税の対象とその量的裁量の決定およびその内容の機密については、相当な権力をもった階層に限られていたと思われる。それは、この決定が、上層貴族の経済的状況に直接反映するからである。例えば、君主や公爵は最終決定の承認に係わるとしても、実際に策定をするのは、上級貴族である侯爵（多くは地方の大土地所有者）だったと思われる。子爵や男爵は最終結果を知らされはするが、その決定に直接係わることは無かった。つまり、この課税に関する「労働」には、その決定権をもつ上級貴族とその他の貴族との間には明確な差異、つまり階層の差があったのである。

さらに言えば、こうした貴族とは別に、実際の課税決定に関する事務的な労働には、貴族以外の執事や家人といった人々が担うという、もう一つの階級性と階層性があった。

租税に関連する労働としては、課税策定という「労働」と併せて、それを徴収するという「労働」がある。いわゆる「徴税」業務である。この業務は、公的労働であり、公的擬制価値（税金）を直接的・間接的に徴収する業務であり、被課税者と直接に折衝関係を結ぶことになる。当然のことながら、この業務には社会的悶着（納税拒否や納税不能という問題）が生じやすい。そこは、言わば国家権力の端末を担う下級公務労働者と被支配階級との潜在的対立が顕在化する場でもある。

マンの時代であれば、次第に自営農民（ヨーマンリー）が増加し、これまでに隷農や農奴を支配するという封建的農村関係が崩壊しつつあった時代だと想定される。その時代も含めて、当時は戸主が一括して納税していたものと思われる。その限りで、戸主は徴税業務の一環を担っていたとも考えられる。

同様に、マンのような独立的自営業者、すなわちギルド（ツunft）に加入している工業生産者や大規模商人が、徴税人の代行をすることもあったと思われる。

いずれにせよ、この徴税業務には、階級性と階層性という特殊な性格がともなっていたことだけは確かである。

なお徴税の結果が、いわゆる国家財政の歳入となるのだが、その歳出についての業務（労働）については、ここでは割愛する。また、この業務を統括する業務やそれを監査する業務もあるが、同様に割愛する。これらの業務（労働）にも、階級性と階層性が伴うという特殊性があったことは言うまでもない。

外国に対する徴税や負荷金については、相手国が対等な国際関係にある場合と相手国が植民地や従属国という状況にあるかによって、国家権力の発動形態がさらに異なる。

相手国が対等な関係にある場合には、相互互惠を原則とした国際関係、しがって政治経済関係はもとより文化などの各部面においても平等的関係が展開される。これに対して、相手が植民地や従属地の場合には、あらゆる部面において不平等な関係が取り結ばれる。

なぜなら、これら植民地や従属的な地域には、本国の国家権力が、本国以上に、すなわち過酷に展開する。その詳細については割愛するが、課税と徴税という業務に階級性と階層性があることは当然のことであり、これに植民地的差別が特殊性として加わるからである。ここでは、それらを総合的に把握しておかねばならない。

（二）戦争関連業務と労働

戦争が、闘争や抗争という次元から区別され、それが国家的規模になった時期やその具体的実態は明確ではない。かの有名なクラウゼヴィッツの『戦争論』でも、戦争の定義を「戦争とは畢竟するに決闘の拡大されたものに外ならない」⁴⁶⁾と規定し、「戦争は他の手段を以てする政治の継続に外ならぬ」⁴⁷⁾とする程度の認識であった。

だから、戦争とは何か、そこではどのような業務があり、かつその「労働」実態は如何なるものであったか。それらのことを本稿で詳細に、したがって科学的に論述することは至難である。しかし、「戦争関連業務と労働」という小見出しを付している以上、ここで登場する「戦争」という用語の概念だけは、それが私見であっても、それを提示しておかねばならない。

私見では、「戦争」という用語の概念を次のように考えている。

初期の人間集団は、氏族共同体、部族共同体、種族共同体などの各種の共同体を形成し、それらは村落ないし地域共同体という居住形態をとっていた。そこでは土地（耕地、牧草地、狩猟場など）については、その居住・生活形態に規定されて、各種共同体の領有となっていた。そこには家族長、氏族長、部族長などが存在したが、共同体所有はあっても、私的ないし個別的の所有は存在しなかった。つまり階級国家ではなかったのである。

しかしながら、農耕や牧畜という生産形態のもとでは、自然災害などのため、生活資料の安定的確保という点で問題があった。極めて単純化して言えば、遊牧民族間の抗争、さらに遊牧民族による農耕民族に対する抗争を通じて、生活物資の略奪ということが、年々の行事として展開された。こうした共同体の戦闘行為は、臨時的に形成されるフラトリ（共同体による臨時的な戦闘組織）という形態で行われた。長期的にみれば、そのような戦闘行為が、一つの社会的行為として繰り返されたのである。言わば、それを一つの社会的関係に貫通する一つの法則として理解することもできるであろう。

問題は、戦闘行為の結果である。戦闘が終われば、この臨時的戦闘組織は解体され、解散することになる。その解体は、この戦闘結果の勝敗で異なる。敗北した部族ないし部族連合よりなる戦闘組織はもとより、戦闘に参加した戦闘員はもとより部族共同体に属する人々までも殺戮され、そうでなければ勝者に従属するか、その地域から逃亡せざるをえない。つまり、戦闘に破れた部族共同体そのものが瓦解する。敗北者（氏族共同体）の命運は、勝者の生産力発達度に規定される。

だが、勝者では、もう一つの別の問題が生ずる。それは、この戦闘組織に参加した部族ないし部族連合の間で、そこでの戦利品（生活物資、土地、敗者など）の分配や帰属が問題となる。そこでの分配原理は、戦闘行為での活躍、つまり奮闘・活躍状況によるものとならざるをえない。つまり、そこで取得できる戦利品は、この戦闘を通じて得られるものであり、視点を変えれば、それは戦闘という生産行為による産物なのである。敢えて言えば、彼らにとって、戦闘行為は結果として生産行為そのものなのであり、戦利品の分配関係はまさしくその生産関係の反映なのである。仮に、これらの戦闘行為を「労働」だとみれば、戦利品の分配関係は、戦闘という「労働」の結果如何ということになる。この分配関係が終了したのちに、共同体で構成された臨時的戦闘組織は解散ということになる。

この論究Ⅳの(二)では、「戦争と労働」を表題としている。だが、これまで論述してきた戦闘行為を「戦争」とはみなしていない。なぜなら、共同体による戦闘行為のための臨時的な組織は、あくまでも「臨時的」なものであって、恒常的な存在ではないからである。上述したような戦闘行為が「戦争」という範疇となるには、常備軍をもった国家が存在しなくてはならない。つまり国家と国家との戦闘行為が「戦争」なのである。そうでない戦闘行為は、「抗争」あるいは「闘争」という範疇に属する。こうした理解は、クラウゼヴィツの『戦争論』に対する批判となる。

ところが、「戦争」という範疇の概念を上記のように理解すれば、さらに「国家」というものの概念、そして「国家」というものが、いつの時代に形成されたのか、その形成過程について明らかにしなければならない。

これは難儀である。何故かと言えば、「国家」の形成過程には私的所有の発生を前提とするし、さらに私的所有の発生には、整一体としての共同体的所有の崩壊過程の進行を待たねばならないからである。

本稿では紙数の関係もあって、未だ国家が存在しない状況のもとにおける共同団体から、一定の領域の中における共同団体の全てを奴隷とし、かれらからの貢納を経済的基盤とし、武力と神の化身とする絶対者（唯一者）を頂点とする権力構造、すなわち「総体的奴隷制」（別の表現では、アジア的生産様式）が成立するまでの歴史的過程について、これを詳しく論ずるわけにはいかない。

それらについては、拙稿の「⁴⁸⁾アジア的生産様式に関する一試論」、『所有形態の転化法則』、『⁴⁹⁾アジア的生産様式の社会構造について』などを参照していただきたい。

以上、戦争という範疇の概念について明らかにした。以下では、戦争一般についてではなく、マンの時代における軍事組織（軍人）および戦争と関連した諸業種での労働がもつ特殊性について検討していくことにする。なお、その際には、「戦争」という用語の概念を、これまで見てきたように、「国家と国家との戦闘行為」とし、各国家は常備軍を保持しているということを前提として論をすすめることになる。

しかしながら、ここで重大な障壁に遭遇することになる。それは、マンの時代における軍隊組織をはじめ戦争関連の業種を詳細にわたって紹介し、かつ、これら全ての業種における労働の特殊性を把握することは、不可能である。もとより、戦闘行為が労働であるかどうかどうかという問題も残っている。

そこで、「戦争」に関連する業務に、そうした階級性や階層性があることは、軍備状況や作戦行動の内容、軍需工場や軍事基地に関する情報に対する機密性という点だけをみても明らかである。さらに、この機密性の保持のための軍事警察（憲兵）の存在などを想起すればよい。ここにはその機密的事項について周知程度には、厳格な階級的ないし階層的な格差があるからである。そうした明白な事例を軍事組織をはじめ、民間の関連業種で列挙するとすれば、それは大変な仕事量となる。

ここでは「戦争およびその関連業務における労働には、したがってその源泉をなす労働力には、階級性および階層性がある」という理念的な指摘だけに留めておくことにする。

もっとも、軍隊における階級と、社会科学における「階級」とはまったく別の範疇であるという区別はしておく必要がある。

やや中途半端な感があるが、以上で、論究Ⅳを終えることにする。

第五節 「自然の富と人工の富」による諸効果

マンの著作『外国貿易によるイングランドの財宝』の第十九章の表題は、「自然の富、ならびに人工の富から生ずるさまざまな効果（影響）について』となっている。この表題を見るかぎり、本稿での検討課題である「人的諸行為」、労働および「労働力」の諸種類、ひいては本稿の根本的な問題意識である「擬制価値」に対して最も関心をひく章である。ちなみに、本章における「自然の富と人工の富」についての検討は、第三章では保留しておいたことでもある。

さて、マンはこれらの富についての資料（検討素材）としては、大ブリテンとオランダ連邦（the united Provinces of the Low Countreys）のものを利用している。こうした方法だと、本稿の課題である「富」や「労働」を、一般的かつ抽象的なレベルでの議論にならないのではないかという危惧を覚えるが、それはそれとして先へ進もう。

まず、イングランドを取り上げてみよう。イングランドの「自然の物産」としては、「原毛や鉄・鉛・錫・サフラン・穀物・食料・毛皮・蠟その他」⁵⁰⁾をマンは挙げている。これに加えてマンは「輸出するのにすぐれた海港・港湾とか等々」というインフラ的側面にも触れ、総括的には「このように食のためにも衣のためにも、戦争のためにも平和のためにも必要な物資をすべて豊富にまた自然に保持して⁵¹⁾いて」と述べている。

ここに示されているように、マンの「自然の富」は「自然の物産」という概念に置き換えられてしまう。あえて言えば、マンの言う「自然の物産」とは、自然的な原料に労働が加わったものである。海港や港湾にしても、岸壁はもとより沿岸荷役施設、貨物倉庫、他地域への運輸施設など、その建設には人間労働の投入を必要とするのであり、それを欠いては「天然の良港」と言えるようにはならないであろう。

さらにマンはイングランドで享受できる「富」として、「絹とか砂糖・香料・果物その他の一切の不可欠とはいえぬ欲求物」⁵²⁾を挙げ、最後に「その他の富」として「漁業」があることを自慢げに取り上げている。

このように見てくると、マンが「自然の富、人工の富」というのは、「自然の産物」をはじめ、港湾というインフラ、貨幣によって輸入した奢侈品、最後に漁業などの、いわば物質的財貨の一切を包含しているようにみえる。

ところがここでマンは一変して、こうした豊かな富の効果（影響？）について述べる。

こうした富が及ぼす影響というのは、一方では、イングランドに「偉大な栄光と強み」をもたらすと同時に、イギリス人を「豚のような墮落行為」⁵³⁾に没入させてしまうことだと言う。

その墮落行為というのは、「喫煙・飲酒・宴会・流行、さらに、怠惰や（……）肉体的快楽による時間の浪費等」⁵⁴⁾であり、これらがイギリスの富を消耗し、国力を衰退させていくのだとマンは嘆くのである。

外国貿易の商人であったマンにしてみれば、彼がこの章で言いたかったことは、「自然の富や人工の富」についてではなく、そうした墮落行為に対する非難であったのかもしれない。

マンは、インクランドについての最後に、「もしわれわれが自然に技術を加えさえすれば、すなわち自然の資源にわが労働を加えさえすれば」⁵⁵⁾と、各国に称賛され、恐れられていたのにと反省を求めると同時に、そうしなかったために、オランダ人を有利にしたと愚痴をこぼすのである。

これよりマンは、オランダ連邦の状況について述べる。だが、なおも未練がましく、マンはイギリスの毛織物工業について「王国における最大の富であり、貧民に多くの仕事を与えるが、これだけに頼るより、農業や漁業のほうが、一層安全に、豊かに、儲けも多くなる」⁵⁶⁾と述べる。そして、貧民の労働が種々の職業に分化しておれば、王国の安全はそう簡単に脅かされることはあるまいと結ぶのである。

マンがオランダについて記述するまえに、なぜ、このような前書きとも言える文章を書いたのか、その点は問わないことにしよう。

さて、そのオランダ連邦についてだが、その前置きとして、マンは次のように述べている。「潤沢と強力とは国民を墮落させ軽率にするが同様にまた、貧困と欠乏とは国民を賢明にし勤勉にする」⁵⁷⁾

上記の文章は、イングランドとオランダ連邦という二国を対比させた総括的評価をあらかじめ提示したものと理解しておくことにする。

ところで、マンによれば、そのオランダ連邦が強国になったのは「商品貿易における絶えざる勤勉」⁵⁸⁾によってであり、それによって「富・船舶・水夫・工芸・民衆」⁵⁹⁾はもとより、国庫歳入や消費税も大きくなっていると言うのである。

だが、そのオランダの経済的な基礎は、イギリス国王から許容されている漁業だけであったとマンは言う。やや長くなるが、マンは先述したようにオランダに限らず、漁業について特別の関心をもっているようなので、ここは頻を厭わず引用しておこう。

「盛大なる鯨の漁獲は、本連邦の最も重要な産業であり主要な金鉱である。これによって、幾多の世帯・家族・手工業・貿易取引・諸職業などが稼働せられ、十分に維持せられかつ繁栄している。とくに航海や海運は、わが諸州の内におけるものも外におけるものも高く評価せられている。さらに、代価として戻ってくる多くの貨幣が、わが諸州の物資・船舶・関税・歳入の増進をともないつつ、それによって増大しまた著しくなっている」⁶⁰⁾ なおこの文章についてマンは「1624年7月19日ヘーグにて出された議会布告の一部」という見出しをつけている。

マンはこの議会布告を援用しながら、オランダにおける諸産業について紹介していくのであるが、そこには二つの問題があるとしてる。

その第一の問題は、オランダが漁業を営むことができるのは、イギリスとの同盟であって、オランダがスペインと交戦している限りにおいて、イギリス国王はその漁業を黙認しているからである。⁶¹⁾

第二の問題は、オランダのやり方は「武力が効を奏しないところではつねに賄賂と金銭を用い、自分の財産を増大してくれそうな人々を買収することだ」⁶²⁾としている。

オランダ連邦のやり方に対して、上記二つの問題点を指摘したのち、マンは「自然の富と人工の富」の差異を簡単に述べる。

「これ以上に出るのは、自然の富と人工の富との実際の違いを示そうとするこの論考では適当ではない。そのうち前者は、非常に貴重であり有利であって、つねにそのまま役に立つし確実でもあるので、それだけ国民を軽率にし、得意にし、あらゆる無節制に走らせる。他方後者は、周到にし、学問、工芸、叡知を促す」⁶³⁾

そして「自然の富と人工の富」は、イギリスにおいては、「前者は豊かに享有しているし、また後者についても十分「発展の」可能性をもっている」⁶⁴⁾ので、両者を結合し、怠惰を改めば、栄光の道を進むことができるとマンは主張するのである。

この第十九章は、この著作の中でも相対的に大きな文章量を占める。ただし、表題にある「自然の富と人工の富」に関するマンの論述については、「労働」「労働力」「富」といった諸範疇の一般的な説明を期待したのにも係わらず、それが十分ではなかったように思える。以上をもって第十九章の紹介を終わる。

第二十章は、その表題を「わが国の外国貿易の差額を算出するための手段方法」としている。

この章で、マンは「唯一の実務担当者」として「関税官」を挙げ、その実務の限界性を指摘すると同時に、貿易差額の算出に当たっては、四つの点について注意すべきであるとしている。

ここでは、それらについて詳細に紹介することはしないが、要するに貿易商人からみて輸出入に係わる諸経費（備船料・冒険的商業のための保険料・商人の利得、関税・付加金・その他の税金）を増減すべきであり、その際には、外国人による貿易取引は別枠にすべきだとしているに過ぎない。

本稿の問題意識からみれば、この章では深く検討する素材は無い。あえて問題とするならば、こうした関税官の業務が「労働」であるとしても、その「社会的善悪」という点からみて、どう評価すべきか、またそれが生産的であるか否かという検討であろう。

なお、それらの検討については、これまでの論究で十分になされているので、ここでは省略する。

論究Ⅴ．「自然の富と人工の富」が及ぼす労働意欲への影響

第十九章との関連で論究すべき課題は、マンが提起している「自然の富と人工の富」が労働意欲にどのような影響を及ぼすかという問題である。なお、この問題については、労働および労働力の種類や形態、さらには本稿の潜在的な問題意識である擬制価値との関連という視点において検討することが必要である。

まず、「自然の富と人工の富」についてマンはどのように記しているのか、その点から検討を始めよう。

マンが論述の中で想定している「自然の富」とは、農業、畜産業、狩猟業、鉱業、それから漁業など、つまり自然的素材を収穫・捕獲・抽出することを中心とした業種と思われる。また「人工の富」とは、「学問、工芸、叡知」をもたらし業種、換言すれば、手工業、つまり人間労働が中心となる業種、たとえば織物業、手芸製品製造業、武器製造業、造船業などの製造業がそれであろう。

だが、マンがそれらの業種を一定の基準をもって明確に区分していたかどうか。おそらく、外国貿易商人であったマンにとっては、こうした区分の必要性を感じなかったのかもしれない。それはともかく、「労働」についての関心をもつ本稿では、そういうわけにはいかない。

マンは、「自然の富と人工の富」の違いについて、それを素材的あるいは労働という視点から明らかにしてはいない。マンが主として論じているのは、それが人々に及ぼす影響、特に労働意欲への影響という視点からである。

そこで問題となるのは、マンが「自然の富」は「非常に貴重であり有利であって……そのまま役に立つし……国民を軽率にし、得意にし、あらゆる無節制に走らせる。他方後（人工の富）は、」という先に引用した文章の吟味である。

この文章では、二種類の富が人々に及ぼす影響をマンは端的に表現している。しかし業種をこのような方法で区分してよいものかどうか。さらに、こうした人々に及ぼす影響によって業種を区分する場合には、それぞれの業種がどのような人々の生活状況か、とりわけ労働状況についての社会的分析と把握が必要ではなかろうか。

そこで17世紀中葉における労働実態を理念的に整理してみると以下ようになる。

「自然の富」を生産する業種としては、農業、牧畜、狩猟、鉱業、製塩（岩塩採掘を含む）、漁

業などである。概して言えば、「自然の富」を生産する地域的労働環境は、自然に恵まれており、依然として支配者からの多様な種類の税収奪があったにも係わらず、時間に囚われないというだけでなく、相対的に悠長な生活を営んでいたと推測される。

「人工の富」を生産する業種としては、織物、手芸（縫製等を含む）、窯業、鍛冶、製粉、造船などである。これまた概して言えば、これらの業種は都市部に立地し、かつ初期的ではあるが賃労働の一定の発達が見られた。そのような労働環境のもとでは、時間に追われ、かつギルド制度による過酷な労働条件のもとでは、人間疎外という精神的な圧迫を受けていたと思われる。

すなわち、「自然の富」と「人工の富」を生産する地域の自然環境および社会的にみた労働環境の差異が、労働に対する人間の対応の差異を生じさせたと考えても、そう大きな無理ではないであろう。

こうしてみると、マンが「自然の富」は「軽率、無節制」、「人工の富」は「周到…学問、工芸、叡知」という気質を人々に「直接的に」及ぼすというのは、物神性というか、いささか観念的な判断だし、それぞれの富を生産する人々の気質に及ぼす影響と媒介項を入れたとしても、マンのように理解するのは論理的とは思えない。

このマンの文章は、当時における一般的な風評であったか、あるいは貿易商人としてのマンの希望的感想であったのかもしれない。

第六節 一応の結論

本節の表題は「一応の結論」としたが、本稿では、マンの『外国貿易によるイングランドの財宝』（1664年）の「結論」と、その書物を素材として、逐次的に論究してきた本稿の「労働の種類および性質について」の結論とは、自ずと内容が異なる。

そこで本節では、この書物の結論をマンはどのように締めくくっているのか、その点から紹介しておくことにしよう。

この書物の第二十一章は、「財宝の輸出輸入に関して、以上述べてきたことの一切についての結論」という表題になっている。それだけに文章量は少ない。

そこでマンは、「通商によってわが国の財宝を増加すること」⁶⁵⁾に関して種々述べてきた施策等については、極言すれば、どのような状況にあらうとも、外国貿易は必要であると締めくくるのである。

そして、最後に「外国貿易の真の姿と価値」について、マンは次のように述べる。

「それはわが国王の偉大な収入であり、わが王国の荣誉であり、貿易商人の立派な職業であり、わが国の工芸のための教場であり、わが国の必要品の供給者であり、わが国の貧者の仕事の供与者であり、わが国土の開発者であり、わが国の水夫の養成所であり、わが王国の城壁であり、わが国の財宝の源泉であり、わが国の戦争の鍵であり、わが敵国の畏怖の種である」⁶⁶⁾

上記の文章について、多くを語る必要はあるまい。いずれの政策提起者、延いては具体的施策の策定者は、マンに限らず、一般的に言えることだが、みずからの提起案、策定内容を宣伝し、その効果を美化し、権力者や国民に詔うことが常だからである。

マンの最後の文章は、外国貿易に携わる商人が利益追求する施策であることを表面には出さず、王国、国王、そして自らの立場を擁護し、確固としたものとし、多くの国民に利便をもたらすものだとする自賛型の典型的な文章である。

ただし、本稿が期待していた「産業革命以前の時代における労働の種類や性質」を把握するための研究素材としては、参考にするべき点が多々あった。その点については、「本稿の結び」で整理しておくことにしたい。

論究Ⅵ. 結語：「労働力」が特殊な擬制価値であることの理論的根拠

本稿の課題は、経済的諸関係、政治的諸関係、社会的諸関係による擬制価値と並んで、擬制価値体系を構成している特殊な擬制価値である「労働力」の内容、より具体的には、「労働力」が「特殊な擬制価値」であることの理論的根拠を明らかにすることである。

そのために、本稿では、「労働力」という範疇の消費形態である「労働」のいろんな種類と性質を把握することを試みた。

そのための検討素材として、本稿は、トマス・マンの『外国貿易によるイングランドの財宝』（1664年、邦訳・渡辺源次郎、東大出版、1965年）を取り上げ、産業革命前における「労働」の種類とその性質について検討しながら、現代における「労働と種類と性質」の理論的把握のために有意性のある問題点を検出することにしてきた。

したがって、「本稿の結び」としては、マンの著作の検討を通じて明らかになった問題点、すなわち現代における「労働の種類と性質」を検討する際に必要となる問題点を整理しておかねばならない。それが「労働力」が「特殊な擬制価値」であるという論拠を明らかにすることになるからである。

なお、これらの問題点については、本文の随所で「論究」という形で提示してきた。さらに、本文の「論究」で展示したのちにも、現代との関連で「検討してみる必要性」がある論点や事実関係を改めて認識した点もある。その限りでは、この「本稿の結び」には、「論究」では論じていない部分があることを予め断っておきたい。

それでは、「論究Ⅰ」から「論究Ⅴ」までの問題点を要約的に整理していこう。

①「論究Ⅰ」では、「労働力形成と消滅の諸形態について」を表題としている。労働力形成の諸形態で問題となったのは、次の点である。すなわち「労働力は労働の生産物ではない」としていた本稿で最初に提起した考え方に対して、これが必ずしも一般的な事実ではなく、特殊的には、「労働の生産物としての労働力」が客観的に存在する事実が明らかになったことである。つまり、論理展開の前提が部分的に否定されたということである。

その事実を踏まえると、「労働力の形成」には、自主的な形成と他動的な形成という二つの形態があり、また「労働力の消滅」についても、同様に自主的なそれと他動的な形態があるということである。その具体的な内容については、既に「論究Ⅰ」で紹介しているので、ここでは繰り返さない。要するに、「労働力」には、時代的な変化を伴いながらも、その形成過程と消滅過程があり、しかもそれぞれ自律的と他律的という二つの側面がある。このことが、「労働力」を他の擬制価値とは区別される存在として、つまり「特殊な擬制価値」として措定される第一番目の要因である。

②「論究Ⅱ」の表題を、「労働の多様性と労働力の一般性」としている。

ここでは、17世紀の初期にあっても、業種の多様性に規定されて、労働力の使用過程である労働は極めて多様な形態で現れる。しかしながら、そうした労働過程の多様性ということは、その他の商品の使用ないし消費過程にあってはそれ程多くは見られない。しかし、これを逆に見れば、消費形態は多様であっても、その根源となる労働力については、これを同質的なものとして、つまり一般性をもっていると見なすことができる。もっとも、一般的な性質をもつ労働力であるが、その消費過程においては、その労働力量に上手・下手の差異、また適用範囲（業種や工程など）に広狭の幅がある。そうした種差はあるものの、それらは後天的に修正できることも、これまた労働力商品がもつ一つの特殊性とみなすことができる。この「労働の多様性と労働力の一般性」をもって、労働力商品がもつ「擬制価値の第二の特殊性」としておこう。

この論究Ⅱにおいて重要なことは、労働力という商品の価値は、その消費によって、労働の対象物にそれ以上の価値を付加するという特殊性について言及していることである。

これはマンの著作には出てこない労働力もつ特殊性である。なぜ、ここに「剰余価値を生み出す」という労働力商品（擬制価値）の特殊性を持ち出したかは、私自身に、それを早く指摘したいという衝動があったということであろうか。

それにしても、労働力という擬制価値には、「その価値以上の価値を生み出す」という重要な特殊性そのものについての論証を、論究Ⅱにおいてはしていない。この論証を、マルクス、あるいはその後における経済学者がどのようにしているかというのは、「労働力の再生産費」ということも含めて、今後検討すべき楽しみのある課題である。

③「論究Ⅲ」の見出しは、『労働』と社会的害悪性について」となっている。「ゼロサム社会」における為替業や金融業は本来的に投機的性格をもっている。そのため、往々にして社会的虚報、欺瞞、詐欺的行為が行われる。結果的にそうなったとしても、社会的害悪をなす人間行為は、これを「労働」とは呼ばない。

だが、さらに視野を広げてみると、国家政策（地方自治体を含む）の諸施策、徴税をはじめ各種の規制は、国民にとって「害悪」とみなされることもある。また、治安警察や軍隊は、反体制的思想を弾圧し、戦争に従事し、人殺しをする以上、これを「社会的害悪」と見なされることはあっても、「労働」とは呼ばない。

このように、それが合法的なものであっても、人間活動のなかには「社会的害悪」と思われる行為があり、また実体としては労働であっても、一般的には、これを「労働」とは呼ばない場合もある。

翻って、「労働力」という擬制価値についても、その使用形態（労働形態）は多様であり、その結果が「社会的害悪」とみなされることがある。もとより、この場合には、社会的評価という問題が残っている。それにも係わらず、「労働力」を「特殊な擬制価値」として、その他の擬制価値と区別したのは、その結果が社会的評価の如何に係わっているからである。

これをもって、「労働力」が「特殊な擬制価値」とする第三番目の要因としたい。

④「論究Ⅳ」では、「労働」の階級性と階層性について言及している。より詳しく言えば、ここでは「労働」という範疇に含まれている「階級性」や「階層性」という性質についての検討がなされている。なお、その検討に際しては、国家権力の発動である「租税と戦争」との関連での

諸業務（労働）、いわゆる公務労働を問題としている。

なお、「租税」との関連では、17世紀前半期における課税と徴税に関する社会構造を問題にし、「戦争」との関連では、単なる闘争とは区別された「戦争」という範疇の概念を「常備軍の存在」を前提とする国家間の政治関係とした。この概念規定は私見によるものである。この私見によれば、「スペイン市民戦争」は戦争ではなく、階級闘争の一形態でしかない。なお、「戦争」には、独占資本制経済のもとで「帝国主義戦争」（レーニン）などの諸形態があるが、それらについては別途の論稿が必要である。

さて、所有関係を別とすれば、一般の商品それ自体に階級性はない。ところが、商品としての貴金属製品や宝石類には、高級感があり、市場価格も高価である。そのことから貴重品・贅沢品という印象を人々に与える。それと同時に、購入する人々の背後には、「金持ち」という階層性があると見なされるように思える。

これに対して、「労働力」という商品には、さらに階級性という性質がともなっているようにみえる。生産手段を持たない労働者階級はその労働力を売らなければ、人間的な生活ができないという現実がある。

ちなみに資本制社会における「労働者階級」という範疇は、所得（収入）の基本的内容が「労働力の販売による賃金収入である階級」という概念である。ここでは質的範疇である「階級」と量的範疇である「階層」とを明確に区別しておかねばならない。

ところで生産手段の所有関係を離れて、「労働」という範疇についてみると、それ自体に階級性はないように見える。

論究でも述べているが、「危険度が高い労働、汚い労働、強度の肉体労働」などには、多くの場合、非支配階級が従事している。これは階級社会を通じて一般的にみられる現象である。俗に3Kと呼ばれる労働だが、これらに対しては、一般的労働の対価よりも高い賃金が支払われる。だが、これを「強められた労働力（擬制価値）の価格」とみなし、その価値形成過程における投下労働量によって、その価値量を規定し、その貨幣的表現として価格（賃金）の大きさを表すという従来の論理には矛盾がある。なぜなら、擬制価値である労働力の「生産」には、もともと投下労働量を含んでおらず、まさに、その理由で、労働力という商品は価値をもたず、それゆえに「擬制価値」とされているからである。

ただし、本稿では、先の労働力形成過程でみたように、労働力の形成（生産）には投下労働（量）を含んでいる場合があることも、すでに見ておいたとおりである。

また、「単純労働」については、それ相応の賃金、すなわち、「それ相応の労働力の価格」による低賃金とみなされる。だが、現象的には、その投下労働量が少ないという現象によって評価される価格であるかのようにも思える。つまり、労働力という擬制価値の価格は、その形成に要した労働力の質量によってではなく、その労働力の支出、すなわち労働結果より逆算された価格のようにもみえる。

こうした状況、すなわち労働力形成のために必要な投下労働量ではなく、労働力が支出された結果によって「価格」が決定される、換言すれば、その使用価値の大きさによって価格が決定されるという側面が、「労働力」商品にはある。このような乖離があるということも、労働力という擬制価値がもっている特殊性の一面ではなかろうか。

ついでながら、支配者階級に属する人々の行為については、これを「労働」とは言わず、別の表現を用いるのが通例である。例えば、大企業の役員の所得は「労働」によってではなく、行為の成果によって支払われる。「役員報酬」というのがそれである。もっとも、中小企業の社長を始めとする役員については、「労働賃金」と「報酬」の両方が所得源泉となっていると見られる。

いずれにせよ、「労働力」という範疇には、その他の擬制価値にはみられない階級性や階層性という特殊性が、複雑な社会経済関係と関連しながら存在していると言えよう。

これらも労働力商品には特殊な擬制価値を伴うとする理由の一つである。

⑤「論究Ⅴ」では、『『自然の富と人工の富』が及ぼす労働意欲への影響』を表題としている。ここでは「自然の富」および「人工の富」とはなにかということが、まず問われることになる。だが、マンはこの点を明確にはせず、当時における「観念的」あるいは「印象的」な業種、あるいは取り扱う素材によって区分している。

従って、それぞれの富が「労働意欲」に及ぼす影響についても、マンの場合には観念的ないし印象的な結論とならざるをえない。むしろ、ここでは「労働」をとりまく社会経済的諸関係、略して言えば、自然をも含む総体的な労働環境が検討されねばならない。判りやすく言えば、労働者の「労働意欲」（勤労意欲）を規定する外的要因は実に多様であるということである。

さらに注目すべきは、上記の外的要因に加えて、内的要因が加わる。この内的要因というのは、労働者本人の心境である。敢えて言えば、労働者の勤労意欲は、本人次第ということになる。だが、その本人の心境は、その他の多様な要因によって、これまた多様に規定されうるのだから、複雑である。

そうは言っても、ここで検討対象となる「労働意欲」については、まさしく労働力という商品の消費過程における労働密度の濃いさの差異として現れる。本人にとって、主観的には「多様で複雑である」あるいは「どうでもよい」として処理できても、客観的にはそうではないことが問題なのである。このことと関連するのが「監督労働」である。

さらに、この「監督労働」との関連で生じるのが、「強制労働」である。先に述べた「監獄労働」や「囚人労働」なども、それに類する。ここまできると、擬制価値としての労働力の消費過程には、他の擬制価値としての商品には見られない特殊性、すなわち「強制使用」あるいは、これに対する「反抗」といった特殊性があると言っても、過言ではあるまい。

資本制社会のもとでは、この反抗が、それ自体として労働者の団結をもたらし、その運動が階級的であるかどうかは別としても、多様な労働組合を結成し、労働力移動という要因も加わって、それが国際的な労働者運動として展開していくことも、この労働力商品がもっている一つの大きな特殊性であるとなみなければならない。

なお、特殊な擬制価値として市場にあらわれる労働力商品については、原理的に考えられるだけでも、労働力は剰余価値を生み出す唯一の商品であるという特殊性、また労働力の担い手は「自ら考え、決断し、行動する」ことが可能であるという特殊性などがあり、これらについては改めて検討する必要がある。

さらなる展望としては、機械制大工業の発達、独占の形成、国際分業や労働者の国際的移動の展開、交通・情報システムの新展開、人工頭脳の発達などとの関連が多々あり、それだけに今後検討すべき課題はまだ多く残されている。

もっとも、十七世紀に生きたマンの著作の中にそれを求めることは不可能である。その意味で、本稿は、社会経済史を通じた「労働および労働力」の検討という意味では多くの不十分さを残している。このことを付記して、本稿の結語とする。

以上

脚注

序論の脚注

- 1) 拙稿「商品貸付資本と擬制価値」（『立命館経済学』，第55巻3号，2006年9月）や拙稿「擬制価値としての国家価格」（『立命館経済学』，第68巻2号，2019年7月）を参照のこと。
- 2) 拙稿「擬制価値の転化法則」（『立命館経済学』，第69巻3号，2020年9月）および拙稿「私的擬制価値と超過利潤」（『立命館経済学』，第70巻第4・5・6号，2022年3月）に掲載。
- 3) 拙稿「価値諸範疇の体系性について」（『立命館経済学』，第30巻3・4・5号，1981年9月）および拙稿「価値体系と国家価格」（『立命館経済学』，第68巻 第68巻3号，2019年9月）を参照のこと。
- 4) 拙稿「市場価値法則の論理的展開」（『立命館経済学』，第72巻第3号，2023年11月）。
- 5) 各種「利潤率」の概念については、高木幸二郎『恐慌論体系序説』（大月書店，1956年）および拙稿「利潤率の諸概念について」（九大産労研，25周年記念号，1974年11月）を参照のこと。
- 6) トマス・マン『外国貿易によるイングランドの財宝』（1664年），渡辺源次郎訳，東京大学出版会，1965年。

第一節の脚注

- 7) トマス・マン，前掲訳書，9ページ。
- 8) 同上。
- 9) トマス・マン，同上訳書，11ページ。
- 10) ①～⑫については、トマス・マンの第一章で、一より十二の項目（12～15ページ）として列挙されている。
- 11) 同上訳書，15ページ。

第二節の脚注

- 12) トマス・マン，前掲訳書，17ページ。
- 13) トマス・マン，同上，20ページ。
- 14) 同上。
- 15) 労働力を土地とならんで「富の源泉」という認識がなされるまでには、次の時代を待たねばならなかった。「剰余価値」という範疇が認識されるのは、それよりもっと先の時代である。
- 16) ①より⑫までの項目は、前掲訳書，20～36ページ。
- 17) トマス・マン，同上，31ページ参照のこと。
- 18) トマス・マン，同上，41ページ。
- 19) トマス・マン，同上，45ページ。
- 20) トマス・マン，同上，50ページ。
- 21) トマス・マン，同上，53ページ。
- 22) トマス・マン，同上，59ページ。
- 23) トマス・マン，同上，但し，第十章は62ページで，第十一章は68ページ。
- 24) トマス・マン，同上，71ページ。
- 25) トマス・マン，同上，78ページ。

第三節の脚注

- 26) トマス・マン，同上訳書の80ページより20ページを費やしている。
- 27) トマス・マンはジェラード・マラインズの『商慣習法』と『自由貿易の維持』の二冊を紹介し，同

時にこれを論難している。

- 28) ①より②④までの項目は、マンが「為替によってなされる驚くべき諸操作」として紹介している第一から第二十四に至る項目に照応したもの。81～84ページ。
- 29) トマス・マン、同上訳書、85～100ページ。
- 30) トマス・マン、同上、87ページ。
- 31) トマス・マン、同上、87～92ページ。
- 32) トマス・マン、同上訳書、101ページ以下参照。

第四節の脚注

- 33) トマス・マン、前掲訳書、106ページ参照。
- 34) トマス・マン、同上、106ページ参照。
- 35) トマス・マン、同上訳書、107ページ。
- 36) 同上。
- 37) 同上。
- 38) 同上。
- 39) 同上。
- 40) トマス・マン、前掲訳書、111ページ。
- 41) 同上。
- 42) トマス・マン、前掲訳書、112ページ。
- 43) トマス・マン、同上、118ページ。
- 44) トマス・マン、同上、120ページ。
- 45) 同上。

論究Ⅳの脚注

- 46) クラウゼヴィッツ、『戦争論』、馬込健之助訳、昭和40年、岩波書店、51ページ。
- 47) 同上、53ページ。
- 48) 拙稿、「アジア的生産様式に関する一試論」（九大『産業労働研究所報』、第44号、1968年）、拙稿「所有形態の転化法則」（九大『経済学研究』、第35巻1・2号、1969年）。
- 49) 拙稿「アジア生産様式の社会構造について」（『立命館経済学』、第23巻、2号、1974年）などを参考のこと。

第五節の脚注

- 50) トマス・マン、前掲訳書、124ページ。
- 51) 同上。
- 52) 同上。
- 53) 同上訳書、124および126ページ。
- 54) 同上、126ページ。
- 55) 同上。
- 56) 同上訳書、126～127ページを簡略化。
- 57) 同上訳書、127ページ。
- 58) 同上訳書、128ページ。
- 59) 同上。
- 60) 同上訳書、129～130ページ。
- 61) 同上、131ページ。
- 62) 同上、139ページ。
- 63) 同上、142ページ。
- 64) 同上。

第六節の脚注

65) 前掲訳書, 149ページ。

66) 同上, 150～151ページ。この文章には傍点が付されている。